

至誠館大学における研究データポリシー

令和6年7月17日
学 長 裁 定

(目的)

第1条 至誠館大学（以下「本学」という。）は、「至誠」のころをもつて、多様な現代社会の中で各々が生きがいを感じ、自己実現ができ、また福祉の向上や社会が抱える多くの課題の解決に貢献できる人材の育成を理念としている。また、教育基本法及び学校教育法の定めによる大学として、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究する。よって、研究データを適切に管理することは優れた研究を行う上で必要不可欠であり、また、研究データは学術や社会の発展に必須の知の基盤の一つである。

そこで、本学は研究データを適切に管理し、その公開等を通じて利活用を促進することにより、本学の理念を実践し、社会貢献体制の充実を図り広く社会に還元することを目的として、研究データの管理、公開及び利活用に関するポリシーを次のとおり定める。

(定義)

第2条 本ポリシーにおいて、次に掲げる用語を、各号に定めるとおり定義する。

- (1) 「研究データ」とは、研究活動の過程で研究者等によって収集又は生成された情報を指し、デジタルか否かを問わない。
- (2) 「研究者等」とは、本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。

(研究データの管理)

第3条 研究データを収集又は生成した研究者等がその研究データの管理を行う権利と責務を有する。

- 2 研究者等は、研究データの管理を行うに当たり、法令、契約等及び本学の規程、その他の規則を遵守し、各研究分野における倫理的要件を尊重する必要がある。

(研究データの公開)

第4条 研究者等は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って、可能な限り社会に研究データを公開し、その利活用を促進する。

(研究データの管理、公開及び利活用の支援)

第5条 本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を整える。

(その他)

第6条 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。